

水道法改正、持続可能な事業運営を目指す

◆市町村の取り組み次第で、改善も改悪もありえる水道法の改正

2018年12月、官民連携の新たな手法導入を可能とする水道法改正が成立した。背景には、人口減少社会で使用水量が減り水道施設の老朽化（水道管の耐用年数40年を超えるものが16年度末に14.8%）が進み、水道事業者の経営が悪化しており、市町村の水道職員が減り運営が難しくなった事情がある。議論となったのは官民連携の推進である。この改正で、自治体が国の認可を受け公共事業の一定期間の運営権を民間企業に売却できるコンセッションの選択が可能となった。

先行するフランスでは、コンセッションの採用で90年代から複数の地域、都市で水質向上、料金削減を実現した。逆にパリなど大都市では水質の悪化、料金高騰を招き、再公営化となった。コンセッションを導入するだけで経営改善ができるわけではない。今回の改正では、水の供給責任はあくまでも市町村に残しつつ、事前に料金の上限などの管理運営の内容を確認することとした。また市町村は随時モニタリングを実施し、国は事業者からの報告を受け立入検査も可能だ。

◆水道事業の基盤強化のための官民連携、施設の老化対策は待ったなし

すでに水ビジネス最大手のフランスのヴェオリアは、日本企業と組み、浜松市の下水道運営にあたっている。共同事業体は事業期間20年の運営権の購入に25億円を支払い、さらに改築投資を進め業務効率化を実現し予定事業費総額を86億円削減（従来の予定事業費総額は約600億円）する見通しである。こうした「水メジャー」の運営ノウハウへの期待はあるが、受け入れる側の市町村の体制が整わなければ、持続可能な水道事業は見込めない。従来の市町村ごとの零細な規模の水道から転換し、都道府県が計画し広域的な連携を推し進める必要がある。

高度成長期に普及した水道施設（投資額の6割は管路）は待ったなしで更新時期を迎えている。従来の市町村の水道事業では、管路の更新率（更新された管路の総延長に対する割合）は年々低下し1%を切っている。水道事業の深刻な課題に対処するためには、事業経営基盤の強化がなにより必要であり、そのための手段として官民連携による民間のマネジメント導入は有力である。 【川口満】